

平成21年8月27日

平成21年第3回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第45号	記号式投票に関する条例を廃止する条例について	1
議案第46号	平成20年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第47号	平成20年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第48号	平成20年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第49号	平成20年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第50号	平成20年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第51号	平成20年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第52号	平成20年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第53号	平成20年度宮代町水道事業会計決算の認定について	10
議案第54号	宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例について	11
議案第55号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	15
議案第56号	宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	17
議案第57号	宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について	19
議案第58号	宮代町育英基金条例の一部を改正する条例について	22
議案第59号	宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について	24
議案第60号	宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第61号	宮代町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例について	28
議案第62号	町道路線の廃止について	31

議案第63号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	32
議案第64号	平成21年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について	33
議案第65号	平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	34
議案第66号	平成21年度宮代町老人保健特別会計補正予算（第1号）について	35
議案第67号	平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	36
議案第68号	平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	37
議案第69号	平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	38
議案第70号	平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	39
議案第71号	平成21年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	40
議案第72号	埼玉県利根広域行政推進協議会の廃止について	41

議案第45号

記号式投票に関する条例を廃止する条例について  
記号式投票に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

宮代町長選挙における投票方法について自書式投票方法にするため、記号式投票に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

記号式投票に関する条例を廃止する条例

記号式投票に関する条例（昭和38年宮代町条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

平成20年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成20年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計89億7,003万9,516円、歳出合計80億3,395万7,411円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

平成20年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成20年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を  
付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計35億  
7,216万1,726円、歳出合計34億7,563万4,061円とすること  
について、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものであ  
る。

議案第48号

平成20年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成20年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町老人保健特別会計歳入歳出決算を歳入合計2億2,507万3,174円、歳出合計2億1,911万1,028円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

平成20年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成20年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計14億8,221万3,734円、歳出合計14億7,594万7,376円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第50号

平成20年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成20年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計4,814万3,009円、歳出合計4,401万249円とすることについて地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第51号

平成20年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成20年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計15億9,930万7,176円、歳出合計14億8,493万26円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第52号

平成20年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成20年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計2億3,742万8,782円、歳出合計2億3,364万6,816円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第53号

平成20年度宮代町水道事業会計決算の認定について

平成20年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

平成20年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入6億4,037万7,538円(税抜き)、収益的支出6億7,395万9,346円(税抜き)、資本的収入3,737万1,676円(税込み)、資本的支出3億1,193万5,391円(税込み)とすることについて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第54号

宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例について  
宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

宮代町福祉作業所につきまして、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを提供する施設に移行することに伴い、宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例の全部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例

宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例（平成17年宮代町条例第25号）の全部を改正する。

### （目的及び設置）

第1条 障害者等に対し、知識及び能力の向上に必要な訓練等を提供することにより、自立した日常生活、社会生活を促進するため、宮代町福祉作業所（以下「作業所」という。）を設置する。

### （施設の名称及び位置）

第2条 作業所の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ひまわりの家	宮代町字百間1121番地1
すだちの家	宮代町字百間1105番地

### （事業）

第3条 作業所の事業は、次のとおりとする。

- （1）障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスに関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、作業所の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

### （指定管理者による管理）

第4条 作業所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

### （指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、第3条に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （2）前号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

### （利用時間及び休所日）

第6条 作業所の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 作業所の休所日は、宮代町の休日を定める条例（平成元年宮代町条例第19号）第1条第1項に規定する日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。ただし、指定管理者が利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所するときは、町長の承認を得るものとする。

### （利用対象者）

第7条 作業所を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者
- （2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障

害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置を必要とする者

（利用申請等）

第8条 作業所を利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、作業所の管理上必要な条件（以下「利用条件」という。）を付すことができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

（1）伝染性疾患があり、治療の必要があると認められるとき。

（2）作業所の管理上特に支障があると認めるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

（利用料等）

第9条 利用者は、第3条第1号に規定する障害福祉サービスを受けたときは、当該障害福祉サービスに要した費用から法第29条第3項若しくは第4項の規定による介護給付費等を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は利用に要する費用として、町長が利用者に負担させることが適当と認めた額を指定管理者に納めなければならない。

2 町長は、別に定めるところにより、前項に規定する利用料等を減額し、又は免除することができる。

（利用の制限等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

（1）第7条に定める要件に該当しなくなったとき。

（2）第8条第3項第1号及び第2号に該当すると認めるとき。

（3）当該施設の管理者の指示に従わなかったとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（損害賠償等）

第11条 利用者が、自己の責に帰すべき事由により、作業所の施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、作業所の設置及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際に現に作業所を管理している指定管理者については、この条例による改正前の宮代町福祉作業所設置及び管理に関する条例の規定による指定管理者の指定等に係る手続きにより指定を受けたものとみなす。

(事前行為)

3 この条例の規定に基づく障害福祉サービスを受けるために必要な手続き等は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第55号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

個人住民税の寄附金税制の拡充を図るため、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第34条の7第1項中「又は金銭」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるものに対するもの

ア 埼玉県内に主たる事務所を有する法人

イ 埼玉県知事（以下「知事」という。）又は埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託

ウ ア及びイに掲げるもののほか、埼玉県民の福祉の増進に寄与するものとして、埼玉県税条例施行規則（昭和25年埼玉県規則第41号）で定めるところにより、知事が指定したもの

第54条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日
  - (2) 第34条の7第1項の改正規定（「又は金銭」を削る部分を除く。） 平成22年4月1日
- 2 改正後の宮代町税条例第34条の7第1項第3号の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

議案第56号

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行を踏まえ、出産育児一時金の給付額を引き上げるため、宮代町国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例（昭和34年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- 3 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

議案第57号

宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について  
宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱に基づく在宅重度心身障害者手当支給事業の一部改正に伴い、宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宮代町に居住する在宅重度心身障害者」を「在宅の重度心身障害者」に改める。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 手当を受給できる障害者は、宮代町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの
- （2）埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度がⒶ、A又はBに該当するもの
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級に該当するもの
- （4）児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度、重度又は中度と判定した者
- （5）前各号に掲げる者に相当すると町長が認めた者
- （6）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると町長が認めた者

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条を第5条とする。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（支給制限）

第3条 町長は、前条に規定する対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、手当を支給しない。

- （1）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号及び第2号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に收容されている者
- （2）法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第3

4号) 附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱(平成21年3月31日付障福第2696号埼玉県福祉部長通知)に定める超重症心身障害児については、この限りでない。

(3) 前年の所得(1月分から7月分までの手当については、前々年の所得)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課税されている者

別表を次のように改める。

別表

障害の程度	年手当額
身体障害者手帳1級・2級に該当する者	60,000円
療育手帳(A)・Aに該当する者	
精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者	
療育手帳Bに該当する者	30,000円
身体障害者手帳3級に該当する者	24,000円

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

議案第58号

宮代町育英基金条例の一部を改正する条例について  
宮代町育英基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

育英事業の実態を踏まえ、育英基金を育英事業だけでなく、学校教育の振興に活用できるようにするため、宮代町育英基金条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町育英基金条例の一部を改正する条例

宮代町育英基金条例（昭和54年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「200万円」を「1,000万円」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、第2条に定める基金の額を超える基金は、学校教育の振興に資するための財源として処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について  
宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町奨学資金貸付条例に引用している条項等を整理する必要があるため、宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

宮代町奨学資金貸付条例（昭和59年宮代町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「次の各号」を「次」に改め、同条第3号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

第3条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第9条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

入所児童の増加に伴い、かしの木児童クラブ及びかえで児童クラブの大規模学童解消のための分割及び定員枠の拡大、ふじ児童クラブの定員枠の拡大を図るため、宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例（平成17年宮代町条例第26号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置	定員
かしの木第一児童クラブ	宮代町字西原261番地	50人
かしの木第二児童クラブ	宮代町字西原261番地	30人
いちょうの木児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	30人
ふじ児童クラブ	宮代町字百間1105番地	50人
かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1	45人
かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1	35人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際に現に改正前の宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例第4条の規定によりかえで児童クラブを管理している指定管理者については、改正後の宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例第2条に規定するかえで第一児童クラブ及びかえで第二児童クラブの指定管理者として、指定を受けたものとみなす。

（事前行為）

- 3 この条例の規定に基づく学童保育所入所等に係る手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第61号

宮代町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例について  
宮代町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

姫宮駅西口駐輪場の有料化及び和戸駅第3駐輪場の設置に伴い、宮代町自転車駐輪場条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町自転車駐輪場条例の一部を改正する条例

宮代町自転車駐輪場条例（平成20年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1和戸駅第2駐輪場の項の次に次のように加え、同表姫宮駅西口駐輪場の項中「無料駐輪場」を「有料駐輪場」に改める。

和戸駅第3駐輪場	宮代町和戸三丁目133番地2	無料駐輪場
----------	----------------	-------

別表第2を次のように改める。

駐輪場名	種別	車両の種類	利用者区分	使用料（円）				
				一時利用	定期利用			
					1月	3月	6月	1年
和戸駅第1駐輪場	屋根あり	自転車	一般	—	1,800	5,250	10,200	19,800
			学生		1,500	4,350	8,400	15,600
		原動機付自転車	一般	—	2,800	8,250	16,200	31,800
			学生		2,500	7,350	14,400	27,600
	屋根なし	自転車	一般	—	1,600	4,650	9,000	17,400
			学生		1,300	3,750	7,200	13,200
		原動機付自転車	一般	—	2,600	7,650	15,000	29,400
			学生		2,300	6,750	13,200	25,200
和戸駅第2駐輪場	屋根あり	自転車	一般	—	1,600	4,650	9,000	17,400
			学生		1,300	3,750	7,200	13,200
		原動機付自転車	一般	—	2,600	7,650	15,000	29,400
			学生		2,300	6,750	13,200	25,200
	屋根なし	自転車	一般	100	1,400	4,050	7,800	15,000
			学生		1,100	3,150	6,000	10,800
		原動機付自転車	一般	150	2,400	7,050	13,800	27,000
			学生		2,100	6,150	12,000	22,800
姫宮駅西口駐輪場	屋根なし	自転車	一般	100	1,700	4,950	9,600	18,600
			学生		1,400	4,050	7,800	14,400
		原動機付自転車	一般	150	2,700	7,950	15,600	30,600
			学生		2,400	7,050	13,800	26,400

附 則  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、別表第1に和戸駅第3駐輪場の項を加える改正規定は、平成21年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の規定に基づく利用の申込みその他この条例の規定により施設を利用するために必要な手続は、この条例の施行前において行うことができる。

議案第62号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	第1018号線	宮代町大字西条原1599番2地先	
		宮代町大字西条原1597番地先	
2	第1019号線	宮代町大字西条原1601番地先	
		宮代町大字西条原1599番1地先	

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

両路線については、既に町道としての機能が損なわれ、隣接する土地所有者から財産の払い下げに伴う用途廃止申請が出されたため、両路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第63号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間4丁目4番20号
- 2 氏 名 塚 田 進
- 3 生年月日 昭和14年11月6日  
平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

現人権擁護委員である塚田進氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第64号

平成21年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について  
平成21年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。  
平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

国の緊急経済対策による各種事業の実施並びに前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済負担率の変更等に伴い、平成21年度宮代町一般会計予算に6億6,215万5,000円を追加し、総額を90億3,302万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第65号

平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び一般会計繰出金の増額等に伴い、平成21年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億4,135万7,000円を追加し、総額を36億2,348万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第66号

平成21年度宮代町老人保健特別会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町老人保健特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び一般会計繰出金の増額等に伴い、平成21年度宮代町老人保健特別会計予算に1,969万8,000円を追加し、総額を2,025万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第67号

平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり  
提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員給与費等の予算の組替えに伴い、平成21年度宮代町  
公共下水道事業特別会計予算に847万4,000円を追加し、総額を14億  
7,295万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規  
定により、この案を提出するものである。

議案第68号

平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊 原 一 雄

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員給与費等の予算の組替えに伴い、平成21年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に427万円を追加し、総額を4,746万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第69号

平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
平成21年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動、補助金、事務費の増加、前年度国県負担金の精算及び社会保険診療報酬支払基金交付金の精算等に伴い、平成21年度宮代町介護保険特別会計予算に1億3,117万円を追加し、総額を17億4,983万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第70号

平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり  
提出する。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原一雄

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び一般会計繰出金の増額等に伴い、平成21年度宮代町後  
期高齢者医療特別会計予算に378万1,000円を追加し、総額を2億  
5,414万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規  
定により、この案を提出するものである。

議案第71号

平成21年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について  
平成21年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。  
平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

職員の人事異動に伴い、平成21年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を158万9,000円減額し、総額を6億2,047万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

埼玉県利根広域行政推進協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成21年10月31日をもって埼玉県利根広域行政推進協議会を廃止することについて、議決を求める。

平成21年8月27日提出

宮代町長 榊原 一雄

提 案 理 由

埼玉県利根広域行政推進協議会を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。